

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	37 件

大阪国民年金 事案 5814

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和45年4月に結婚後、亡き夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれていたことをよく覚えている。

申立期間は、夫が納付済みであるのに、私だけが未納とされていることはおかしいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てしているところ、結婚後の申立人及びその夫に係る免除期間を含めた納付状況は、申立期間を除きほぼ一致していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認され、申立人の夫の申立期間における保険料は納付済みである。

また、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、共に申立期間直後の昭和53年度から55年度までの未納期間に対して、年度ごとに納付催告を行ったことを示す催告印が確認できるが、申立期間はいずれも催告印が認められない。

さらに、申立期間は1年間と短期間であることなどを踏まえると、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

私は、A市役所で国民年金の加入手続と同時に、学生納付特例の申請を行った。

しかし、ねんきん特別便を見ると、申立期間が未納とされており、国民年金保険料を追納することができないので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人が資格を取得した月の翌月の平成14年*月*日に学生納付特例申請を行っていることが確認できることから、申立内容を裏付けるとともに、当該申請により申立期間直後の同年4月から15年3月までの期間について国民年金保険料の納付を猶予されていることが確認できる。

また、申立期間当時の学生納付特例制度は、申請日の前月から申請できるものとされていたことから、申立期間は、当該申請日において申請が可能な期間であるとともに、申請が行われなかった場合には、現年度保険料の未納期間となり、通常、窓口で納付勧奨が行われるものと考えられるところ、申立人は、申請時に納付を勧められたことも、後日において納付催告を受けた記憶もないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時も学生である上、先に学生納付特例申請を行った同級生から、同制度のことを聞いており、当初から当該申請を行う目的で加入手続を行ったと陳述しているほか、市役所窓口における申請当時の状況についても詳細かつ明瞭に記憶しているなど、その内容に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私の母は、私が平成11年度から大学を卒業する年度まで毎年、A市役所で国民年金保険料の免除申請をしてきたので、申立期間に係る年度の申請だけを忘れるはずがない。それなのに、申立期間が免除ではなく未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成11年4月から大学を卒業するまで、母親が、A市役所で、申立期間を含む国民年金保険料について免除申請していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号の前後の番号の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は、平成10年*月頃に行われたと考えられ、この加入手続時期からみて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料について免除申請を行うことは可能である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間の直前である平成10年12月から11年3月までの期間は申請免除、申立期間の直後である12年4月から13年2月までの期間は学生納付特例（保険料納付の猶予）と記録されていることから、申立期間についても、免除の申請を行った可能性が高い。

さらに、申立人の母親は、i)申立人が大学を卒業し平成13年3月に厚生年金保険に加入するまでに、A市役所で3回の申請を行った、ii)窓口での手続に当たっては、市から送付された国民年金保険料の納付書及び申立人の学生証の写しを持参したと陳述しているが、この陳述内容は当時のA市における申請手続の方法等と符合しており、不自然さは見られない。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が認められるた

めには、申立人及びその両親の世帯の所得が基準内であることが必要であるが、申立人の母親は、申請免除と記録されている申立期間直前の平成10年当時と申立期間に経済的な変化は無く、所得は変わらなかったと思うと陳述している。

このほか、申立人の年金記録を見ると、申立人は、大学卒業後も、厚生年金保険の加入期間を除く国民年金の加入期間について、国民年金保険料の申請免除を受けており、その申請手続は、法定期限内に行われていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

国民年金への加入については、時期は定かではないが、亡夫が自分自身で手続を行ったと思う。

手続後の国民年金保険料についても、亡夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料について、私の分は納付済みであるのに、亡夫の分が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和36年6月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①は21か月、申立期間②は3か月といずれも比較的短期間である上、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻に係る当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、また、申立人の妻についても、手帳記号番号の払出以降、年金満額受給のための加入可能年数に達するまでの期間の保険料を全て納付している上、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②について、昭和49年10月25日付けで、国民年金被保険者資格を再取

得している事跡があり（なお、オンライン記録を見ると、昭和 63 年 6 月 28 日になって、49 年 10 月 26 日付けに訂正されている。）、当時、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることも確認でき、夫婦の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

加えて、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 61 年 4 月以降における申立人及びその妻の納付日は全て一致しており、夫婦一緒に納付していたとする陳述とも符合する。

これらのことを踏まえると、年金制度に対する意識の高い申立人が、申立期間についてのみ、申立人の妻の国民年金保険料を納付しながら、納付可能な申立人自身の保険料を未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から38年3月まで

確かな時期は覚えていないが、昭和37年*月に夫が亡くなったことを契機に、A市役所（現在は、B市）に、亡夫の会社から渡された厚生年金保険関係の書類を携えて出向き、国民年金の加入と、健康保険から国民健康保険への変更手続を行った。

正確な納付月数は覚えていないが、加入手続の際に、担当者から勧められて、納付可能な加入以前の国民年金保険料をまとめて納付し、その場で交付された国民年金手帳に検認印を受けた記憶がある。

また、係員が収納の控えとして年金手帳の一部を切り取ったことを記憶している。

納付した国民年金保険料額についてもはっきりとは覚えていないが、加入手続の際の手持ちのお金で納付できた金額であったので、千円までであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市保存の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和37年8月11日を国民年金被保険者資格の取得日として、38年3月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間は8か月と短期間である上、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料については、全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、市役所での加入手続の際に、亡夫の会社から渡された厚生年金保険関係の書類を持参したとしているところ、国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S. 37. 8. 11 厚生年金 喪失」の記載が見られ、陳述内容と符合し、加入手続の際、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、正確に把握されていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、加入手続の際に、i) 手持ちの現金の中から、千円程度の金額を一括して納付したこと、ii) 窓口担当者が、交付した手帳に何か所か押印した上、納付したあかしとして、手帳から1ページを切り取った記憶があることなどについて、具体的に陳述しているところ、申立期間の国民年金保険料は800円であり、金額がおおむね一致し、また、上記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の保険料について、市役所窓口において印紙検認により納付することは可能であり、申立人の陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

これらのことを踏まえると、国民年金保険料の納付の意思を持って加入手続を行った納付意識の高い申立人が、現年度納付可能な申立期間の保険料を納付せず、放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年4月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月24日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間から継続して勤務していた。厚生年金保険料の控除が分かる給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないとしていることから、事業主が平成12年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 12 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、老齢厚生年金の受給資格期間を満たすために、申立期間を含む昭和 63 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの 2 か月について、第四種被保険者として保険料を納付した。

その後、平成 20 年になって別の記号番号で管理されていた厚生年金保険の被保険者期間が見つかり統合されたことから、当該第四種被保険者期間の加入記録は、厚生年金保険法の規定により取消しとなり、保険料の還付が行われたが、納付されていた第四種被保険者期間の保険料は昭和 63 年 10 月の 1 か月だけであるとして、申立期間の保険料は還付されなかった。

しかし、申立期間の保険料も納付したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者名簿総括表及び資格喪失処理伺により、申立人は、昭和 63 年 10 月 1 日に A 社において被保険者資格を喪失すると同時に第四種被保険者資格を取得し、その後、同年 12 月 1 日に、老齢厚生年金の受給資格期間（240 月）を満たして、期間満了により同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書、資格取得申出受理通知書及び前述の資格喪失処理伺等とオンライン記録（資格記録）の内容を見ると、一連の事務処理として、遡及処理等も無く時系列で処理されて

おり、申立人が期間満了による資格喪失者として取り扱われている内容に不自然な点は見られない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、平成11年10月に老齢厚生年金の受給資格が発生し、申立期間を含む第四種被保険者期間まで含めた被保険者期間に基づく年金を支給されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、別の記号番号で管理されていた被保険者期間の記録が見つかり、平成20年10月8日に統合処理された結果、厚生年金保険の加入月数が250か月となったことから、厚生年金保険法（昭和60年改正前）第17条第1項の規定に基づき、21年4月21日に申立期間を含む第四種被保険者期間の加入記録が取り消されている。

このことについて、申立人は、この取消処理に当たって、「社会保険事務所から、昭和63年11月は第四種被保険者期間ではないとの通知を受けた。」と陳述しており、管轄の年金事務所は、当委員会の照会に対して、「喪失処理伺においては、申立人の第四種被保険者資格の喪失は、滞納喪失ではなく期間満了による喪失と記載されている。しかし、オンライン記録では、昭和63年11月7日付けで、同年11月の保険料に係る調定取消処理が行われていることから、当該月は第四種被保険者期間とはならず、申立人の第四種被保険者期間は、同年10月1日から同年11月1日までの1か月間になる。」と回答している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の第四種被保険者期間に係る保険料（昭和63年10月）については、昭和63年10月31日に納付されていることが確認できる上、申立人は、第四種被保険者期間の保険料は2か月分（昭和63年10月及び同年11月）をまとめて納付したと陳述しており、このような場合、同年11月の保険料の債権管理のため債権管理簿を作成する必要があるところ、年金事務所は、申立人の調定取消処理に係る徴収簿、債権管理簿及び調査決定額取消決議書等を保存期限経過のため保管しておらず、当該調定取消処理の適否及び前述の年金支給に至る記録との不整合の原因等を確認できる資料は無い。また、社会保険事務所が申立人から申立期間の保険料を徴収していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和63年10月の第四種被保険者の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 16 日から 40 年 3 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、これら2回を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間のうち、昭和35年4月16日から40年3月26日までの被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間となっていることは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和40年3月にB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、すぐに国民年金に加入し保険料を納付していることから、申立人が、申立期間当時に、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月15日から同年6月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、夫が同社C営業所から同社D営業所へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録及び同社の現在の年金事務担当者の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和36年5月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 15 日から 37 年 3 月 21 日まで
② 昭和 37 年 5 月 29 日から同年 7 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 27 日から 42 年 9 月 26 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の確認はがきを見ると、私が勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和44年1月24日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行っていたとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、脱退手当金が支給決定された昭和44年1月24日の約5か月前である43年8月19日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録を見ると、申立人は、同年4月から44年4月までの国民年金保険料を現年度納付していることなどから判断すると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が最初に勤務した事業所であるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、不自然さがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月12日、16年12月10日及び17年12月9日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年12月12日は120万円、16年12月10日は118万2,000円、17年12月9日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年12月8日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、源泉徴収票等によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社提出の所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 12 日は 120 万円、16 年 12 月 10 日は 118 万 2,000 円、17 年 12 月 9 日は 80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を失念していた旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 12 月 12 日、16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人は、「平成 18 年 12 月 8 日支給の賞与に係る被保険者記録が無い。」と申し立てしているところ、事業主提出の平成 18 年分所得税源泉徴収簿によると、同日に申立人に対する賞与 (30 万円) が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、事業主は、「冬季の賞与は、各年とも一回しか支給していない。」旨を陳述しているところ、オンライン記録によると、平成 19 年 1 月 19 日 (処理年月日：平成 19 年 2 月 20 日) に申立人主張の 30 万円の賞与額に基づく標準賞与額の記録が確認できる。

また、上記の源泉徴収簿で確認できる保険料控除額は、平成 19 年 1 月 19 日のオンライン記録 (30 万円) に基づく標準賞与額と一致している。

さらに、「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を見ると、当時、申立人に係る賞与支払日を平成 19 年 1 月 19 日とする届出が行われていたことも確認できる。

これらのことから判断すると、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日に申立人に対する賞与を支給したものの、何らかの事情により、19 年 1 月 19 日に支給した賞与として上記の被保険者賞与支払届を提出したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間④に係る標準賞与額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、私が所持する給料支払明細書によると、賞与から保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書により、申立人は、平成19年12月25日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社C営業所から同社D営業所に転勤した頃であり、申立期間も継続して勤務し、保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社事務担当者の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社で継続して勤務し(昭和50年11月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、E企業年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳を見ると、申立人は、昭和50年11月1日にA社C営業所で加入員資格を喪失し、同日に同社D営業所で同資格を再取得した記録が確認できるところ、同基金の現在の担当者は、「当時の届出書は複写式であったと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、E企業年金基金の記録のとおり、申立人が昭和50年11月1日にA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE企業年金基金における昭和50年10月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は29万2,000円、17年7月15日は25万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。保険料控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書から、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(平成16年12月15日は29万2,000円、17年7月15日は25万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月16日から同年4月1日まで

昭和44年4月1日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、現在に至るまで継続して勤務しているのに、1か月間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出を誤って行ったとしている上、オンライン記録におけるA社B営業所の資格喪失日が、厚生年金基金の加入員記録における資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 2 日から 37 年 8 月 7 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受け、また、日本年金機構より送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにも、同様の記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前のB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、i) B社に係る厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一の記号番号で管理されていること、ii) 同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した旨の記載が確認できるにもかかわらず、同社に係る被保険者期間が脱退手当金を支給済みとはされていないことなどを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、申立事業所に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した記録となっている 22 人のうち、資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている者は 4 人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 17 日から 45 年 1 月 31 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年9か月後の昭和47年11月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、i)脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の1回の被保険者期間及び申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難いこと、ii) A社に係る職歴審査照会回答票において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる女性被保険者291人のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人を含め10人であるところ、申立人以外の9人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有る一方、申立人には「脱」表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月1日から18年3月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、15年4月から16年1月までは22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月から17年7月までは24万円、同年8月から18年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から18年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年3月1日から20年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、18年3月から同年8月までは26万円、同年9月から19年8月までは24万円、同年9月から同年12月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の10万4,000円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、18年3月から同年8月までは20万円、同年9月から19年3月までは19万円、同年4月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年3月から19年12月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月1日から18年3月1日まで
② 平成18年3月1日から20年1月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、

実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、年金事務所の記録では、私がB社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額よりも低く記録されており、同社から記録の訂正の届出が行われたが、申立期間②については、徴収権の時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映されないものとなっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、i) 平成15年4月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書等の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料は無いものの、申立人及び複数の同僚の給与支給明細書により、A社は毎年4月昇給であることが確認できるため、後の期間の同明細書から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、ii) 同年7月1日から16年5月1日までの期間及び同年7月1日から18年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、iii) 16年5月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前後の期間の同明細書から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、15年4月から16年1月までは22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月から17年7月までは24万円、同年8月から18年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の賃金台帳等は残存していないが、申立人の申立てどおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っていない。」旨回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、B社提出の賃金台

帳及び申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18年3月から同年8月までは20万円、同年9月から19年3月までは19万円、同年4月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年12月1日から15年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与支給明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年12月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年12月14日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、社長命令で同社の子会社であったB社の設立に携わった申立期間が厚生年金保険に未加入であるとされている。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務し、昭和41年7月分を除く申立期間のA社の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年12月14日までの期間について、A社提出のB社に係る社員名簿、申立人提出の給与明細書及びA社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間について、同社に勤務し、B社の設立に関する業務を行い、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、B社は、昭和41年12月14日に厚生年金保険の適用事業所となっていること、及び同僚の一人は、「給与は親会社であるA社から支払われていた。」旨陳述していることから、申立期間においては、A社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の昭和41年8月から同年11月までの給与明細書の厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年7月1日から同年8月1日までの期間について、上記の社員名簿によると、申立人は、同年8月1日付けでB社に入社していることが確認できるところ、申立人は、「A社の社長から、B社の設立のため働いてほしいので、一旦、A社を退職してもらおうと申し渡され、昭和41年7月は無給を承知で勤務していたので、同年7月の給与明細書は所持していない。」旨陳述している。

また、A社が加入しているC健康保険組合は、当時の資料は保管が10年のため既に処分している旨回答しており、申立人の当該期間に係る保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 24 日から 37 年 2 月 26 日まで
④ 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 2 月 18 日まで
⑤ 昭和 38 年 9 月 20 日から 39 年 2 月 29 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、E社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和41年4月19日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、前述の支給決定日から約17か月前の昭和39年11月*日に婚姻により改姓しており、申立人が脱退手当金を請求したとすれば改姓後の名字で請求したと考えられるが、申立人が申立期間に勤務した各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所での厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の申立人が最

初に勤務した事業所での2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、当該2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社での申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたが、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 5 年 10 月 16 日）より後の平成 5 年 11 月 19 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間において、遡及訂正される前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、従業員の解雇等があった。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえるところ、オンライン記録から、同社の元従業員 14 人の標準報酬月額についても、前述の申立人の標準報酬月額に係る遡及減額訂正の処理日と同じ日の平成 5 年 11 月 19 日付けで、同年 4 月 1 日（12 人）又は同年 7 月 1 日（2 人）に遡って減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元取締役は、「申立人は、一般社員であり、申立期間当時の経理事務及び社会保険事務の責任者は、代表取締役であった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月19日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正の処理は事実在即したものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、昭和44年4月頃、勤務していた会社の厚生年金保険がなくなり、会社の経理担当者から国民年金に加入すべきとの話を聞いて、A市役所で国民年金の加入手続を行ったように思う。

国民年金に加入後は、国民年金保険料を3か月ごとに最寄りの郵便局又は市役所で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳は、昭和48年7月30日にB市において発行されており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等とも符合することから、この頃に初めて加入手続が行われたものと推定され、申立人が資格取得の要件を満たした44年4月28日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の国民年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、46年3月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、時効成立前の納付が可能な期間の国民年金保険料については、別途国庫金納付書で遡って納付することとなるが、申立人は、その後、何回か遡って保険料を納付したこともあったように思うと陳述したものの、その納付時期及

び納付金額等について記憶は定かでないとしていることから、具体的な納付期間を特定することができない上、申立人が所持する領収証書及び特殊台帳によると、申立期間後における保険料を数回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人が遡って納付したとする保険料は、当該過年度保険料の記憶である可能性を否定できない。

さらに、申立期間は4年間に及び、3か月ごとに現年度納付していたとする申立人の納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落することは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地であるA市及びB市を管轄するC県の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 1 月まで

私が資格取得の要件を満たした昭和 63 年*月に、母が A 市役所で当時学生であった私の国民年金の任意加入手続を行い、家のローンの支払が苦しい中、毎月、パート収入から私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年*月に、申立人の母親が当時学生であった申立人の国民年金の任意加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付開始日等から、申立人が最初の会社を退職した直後の平成 4 年 1 月頃に加入手続が行われたものと推定され、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 3 年 12 月 5 日に初めて国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録及び A 市における国民年金被保険者名簿により確認できる。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人が昭和 63 年*月頃に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続に関して具体的な記憶がない上、申立期間当時の国民年金保険料額について、月額 7,200 円から 7,300 円までぐらいであったと思うと陳述しているが、当該保険料月額は、申立人の母親の納付記録がある申立期間前の昭和 61 年度当時の保険料月額とほぼ一致しており、保険料額に関する申立人の母親の記憶は、母親自身の保険料の記憶である可能性が考えられる。

加えて、申立期間は 2 年 5 か月間に及び、この間、毎月納付していたとする申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

国民年金保険料については、父が家族(両親及び姉)の分を父名義の預金口座から口座振替により一緒に納付しており、昭和 60 年 7 月からは、私の分も一緒に口座振替により納付してくれていた。

また、平成元年 4 月に結婚後は、元妻が私名義の預金口座から夫婦の国民年金保険料を口座振替により納付してくれていたはずである。

申立期間は、両親及び姉が納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元妻と連番で払い出されている上、その前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、結婚後の平成 2 年 8 月頃に申立人の元妻と一緒に初めて加入手続が行われたものと推定され、申立人が資格取得の要件を満たした昭和 60 年 7 月 15 日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、63 年 6 月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途国庫金納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であり、現年度保険料のみを取り扱っていたとされる市役所の口座振替制度を利用して納付することはできない。

また、申立人の両親の申立期間における国民年金保険料は、現年度により納付済み(ただし、申立人の姉は、一部の期間は未納)であることから、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立人の申立期間の保険料と一緒に口座振替するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、結婚前の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親からは、納付に関する具体的な陳述を得ることができなかったことから、当時の納付状況は不明である。

さらに、結婚後の平成2年8月頃に申立人と一緒に加入手続が行われたとみられる申立人の元妻に、当時の納付状況等について事情を聴取したところ、「結婚当初は、夫婦共に国民年金に加入していなかったが、結婚後しばらくして、市役所から国民年金の加入勧奨はがきが届き、電話により加入を勧められたので、私が市役所へ出向き、窓口で夫の分と一緒に数か月分の国民年金保険料を納付した上で、2回目以降の保険料については、当時の夫名義の預金口座で口座振替手続を行った。」と陳述しており、申立人の元妻のオンライン記録を見ると、申立人と同様、申立期間直後の同年4月から保険料の納付を開始していることが確認でき、申立期間に相応する期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間は4年間以上に及び、銀行を通じて行われる口座振替による納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落することは考え難い上、申立人の父親又は元妻が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年11月までの期間及び4年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から同年11月まで
② 平成4年2月から同年4月まで

私が会社を退職した平成3年7月頃に、妻が市役所で国民健康保険の加入手続きをした際、市役所の窓口担当者の案内に従って、妻が私の国民年金の加入手続きも行った。4年2月頃の退職時にも妻が同様に再加入の手続きを行ったと思う。

時期及び送付元は定かではないが、後日、納付書が送付されてきたので、申立期間の国民年金保険料を妻が納付した。

当時、私は無職であったが、金銭的な余裕の無い中から8万円の国民年金保険料を申立期間①と②の分として一括で納付したことを、妻が覚えているので、申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月頃に申立人の妻が国民年金の加入手続きを行い、4年2月頃の退職時にも申立人の妻が再加入の手続きを行った上で、申立期間①及び②の国民年金保険料として8万円ぐらを一括納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入記録は見当たらず、申立人が当時居住していたA市においても、申立人の被保険者名簿は見当たらないことから、申立人は、申立期間に国民年金に加入しておらず、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ても、国民年金の加入記録は無く、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の妻は、当該手帳とは別に申立人に係る年金手帳の交付を受けたことはないと陳述している。

さらに、申立人の妻のオンライン記録を見ると、平成4年11月頃に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その後、5年7月に、3年7月から4年3月までの国民年金保険料8万1,000円を過年度納付していることが確認できる。ところで、申立人の妻は、この納付について記憶にないとし、申立人の申立期間の国民年金保険料として一括で8万円ぐらいを納付した記憶はあるが、これのほかに保険料を一括納付した記憶はないと陳述している。このことから、申立人の妻は、保険料納付について記憶違いをしている可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで
私は親の扶養から外れたので、平成元年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月、郵便局で納付していた。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は平成6年4月ないし同年5月頃にB市役所で加入手続きを行ったものと推定でき、元年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成6年5月17日に作成されていることが確認でき、当該名簿作成時点において、申立期間のうち、元年4月から4年3月までの国民年金保険料は、時効により、制度上納付することはできない。また、同年4月から6年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付したこと、及び一括で納付した記憶もないと陳述している。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳が平成5年10月の結婚後の名前で交付されていることから、結婚前の名前で交付された年金手帳も持っていたと思うと陳述しているが、当該年金手帳についての具体的な記憶はない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は60か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から56年9月まで

私は、昭和53年2月末に会社を退職し、自営業を始めた。健康保険を国民健康保険に切り替える際に、A市役所の職員から、国民健康保険と国民年金はセットですと言われたので、両方に加入した。それ以降、国民年金保険料と国民健康保険料を合わせて8,000円前後のお金を毎月納付していた。たぶん、口座振替で納付していたと思う。確定申告時に社会保険料は控除していた。

しかし、国の記録では申立期間は未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和53年2月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、56年11月頃に行われたものと推認され、その時点においては、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間当時、国民年金保険料は3か月単位で納付することとされていることから、申立人の主張する保険料の納付方法とは異なる上、申立期間の保険料月額についても申立人の主張する金額とは一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

た。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人に対して口頭意見陳述を実施したが、申立人の加入手続及び保険料納付などの記憶は曖昧であり、納付をうかがわせる具体的な事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は平成5年4月1日に勤めていたA社を退職し、すぐにB社会保険事務所(当時)で、国民年金への切替手続きを行った。その後、納付書が送られてきて、毎月、国民年金保険料を役所の窓口で納付していた。金額は1万4,000円程度だったと思う。6年4月1日付けでC事業所に採用されるまで、しばらくの間、アルバイトをしており、また、A社を退職した際に退職金をもらっていたので、経済的に困っていたことはなく、間違いなく保険料は納めていた。

しかし、申立期間が未加入期間とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月1日にA社を退職し、すぐに社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付書により、毎月役所の窓口で納付していたとしているが、申立人が基礎年金番号導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるため、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となり保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間において納付した国民年金保険料の月額が1万4,000円程度と思うと主張しているが、当時の保険料月額は1万500円であり、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から54年3月まで

元夫が会社を退職した昭和51年10月頃、私が市役所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後の国民年金保険料は、私が、自身と元夫の保険料を合わせて銀行又は郵便局から納付した。

最近になり、年金記録を確認すると、申立期間は未納と分かったが、私は、国民年金保険料を含めたあらゆる支払において、未納とすることはないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が退職した昭和51年10月頃に夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認できることから、51年10月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない上、申立人は、所持する年金手帳は1冊だけと主張しており、その年金手帳を見ると、54年7月の転居後の住所地から記載が始まっており、手帳記号番号の払出時期と符合している。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和54年9月時点において、申立期間のうち、52年6月以前の国民年金保険料は、時効の成立により既に保険料を納付することはできない上、申立期間のうち、同年7月以降54年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であったものの、申立人は現年度納付を主張している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地に

おける国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私が昭和48年12月にA社を退職した時、A社の人事担当者から居住地の市役所で国民年金の手続を行うように言われ、同月、B市役所の年金の係で加入手続を行った。

私が加入した時、既に夫は国民年金保険料を納付していたので、定期的に来ていた集金人に、加入手続以降夫と私の二人分の保険料を納付した。

夫には未納期間がなく、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月にA社を退職し、同月、B市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦一緒に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年4月に払い出されている上、B市の国民年金被保険者名簿によると、新規届出年月日が同年3月7日と記載されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認される上、当該時点からすると申立期間は遡って納付する期間となるなど申立人の主張と一致しない。

また、申立人の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人には、申立期間の保険料を過年度納付したとする記憶がない上、B市が申立期間の4か月に係る過年度納付書を発行する場合には、申立期間直前のC組合の被保険者期間が同市に確認され、同市の国民年金被保険者名簿において、昭和42年5月を喪失月、48年12月を取得月とする国民年金に係る資格の得喪記録が記載されるものと考えられるが、同名簿によると、資格取得年月日については、申

立人の20歳の誕生日の前日である42年*月*日のみが記載されており、同市がC組合の被保険者期間を確認し、申立期間の4か月間に係る過年度納付書を発行したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5828 (事案 5368 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年5月に結婚してからは、夫の国民年金保険料については、私が、当時集金に来ていた婦人会の人に納付していたが、当時、夫の国民年金手帳には、それまでの領収印がたくさん押されていたのを見た記憶がある。

申立期間当時の夫の職場の同僚に聞いたところ、職場に来ていた集金人にお金を納めていたことを記憶していると言ってくれた。

申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、上記の同僚から、もう一人、別の同僚を紹介され、電話で確認したところ、夫が集金人に支払うのを何度か見たと言っており、証言してくれるとのことなので、再度、審議してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和38年7月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできないこと、ii) A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、検認記録欄に申立期間の保険料納付は記録されていないこと、iii) 申立期間当時の申立人の職場の元同僚から聞き取り調査を行ったものの、申立人が保険料を納付していたことについて明確な記憶はないとしており、申立期間の保険料の納付につながる証言を得ることはできなかった

こと、iv) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、再申立てに当たり、上記証言を行った同僚から、新たに別の同僚を紹介され、連絡をとったところ、申立人が集金人に現金を支払うのを何度か見たことがあるとの証言を得たとしていることから、当該元同僚から当時の状況について聴取したところ、i) 自身は、昭和 33 年 5 月又は同年 6 月頃、申立人が既に働いていた会社に就職し、来客があると同僚に取り次ぐなどの雑用をしていたこと、ii) 自身が就職して間もない頃から、申立人を訪ねて集金人が来ており、申立人が現金を渡すのを何度か見た記憶はあるものの、それが何の集金であったかは定かでないこと、iii) 当時、別の同僚（当初の申立ての際に証言を行った同僚）に対しては、国民年金の集金人が来たことを取り次いだ記憶はあるものの、その際、申立人も一緒に国民年金保険料を支払うところは見なかったなどとしており、申立期間に係る保険料の納付につながる証言を得ることはできなかった。

以上のことから、今回の新たな証言からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、A市役所で、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入当初及び申立期間当時の保険料の納付についても、はっきりとは覚えていないが、自宅に来る集金人に、妻が夫婦二人分を納付していたはずである。

納付記録を見ると、二人共に昭和36年度分の国民年金保険料を一括して納付し、その後の私の保険料は、申立期間を挟んで、昭和41年4月から納付済みとなっているが、一旦、納付をやめた後、間を置いて再び納付を始めるのは考えられない。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、37年1月5日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来る集金人に、申立人の妻が納付していたはずであるとしているものの、申立人が所持する申立期間当時の保険料納付を記録した国民年金手帳を見ると、申立期間直前の昭和36年度分の保険料については、納付を示す検認印があるものの、申

立期間については、検認印は無く、印紙検認台紙も切り取られていない。

また、申立人は、申立期間中の昭和 38 年 1 月頃には、既に A 市から B 市へ転居し、転居後も国民年金保険料の納付を続けていたはずであるとしているものの、上記の国民年金手帳の住所欄を見ると、A 市の住所が記載されているのみであり、B 市への住所変更記録は記載されていない。

さらに、申立人主張のとおり、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているものの、夫婦二人がそれぞれ所持する国民年金手帳を見ると、申立人の手帳の昭和 40 年度欄には、現年度納付を示す印紙検認の事跡は無く、また、何も貼付されておらず、貼付されていたような形跡も認められないが、申立人の妻の手帳の同年度欄には、昭和 42 年 1 月 23 日付けの郵便局の領収印のある昭和 40 年度 1 年分の保険料に係る領収証書が貼付されており、これは、当該年度の保険料を郵便局で過年度納付したことを示しており、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の主張と符合しない。

加えて、上記のとおり、昭和 40 年度の国民年金保険料は、申立人の妻のみ納付済みとなっているものの、この点については、申立人及びその妻の現年度納付の記録が始まる 41 年度当時、申立人は 33 歳であった一方、申立人の妻は、昭和 41 年* 月で既に 35 歳になり、60 歳到達までに年金受給資格を得るために、保険料を納付しなければならない期間（25 年間）を確保できるぎりぎりの時期であったことから、行政側から、申立人の妻に対してのみ、将来の年金受給権を確保する上で、納付済月数に余裕を持たせるため、1 年間分の過年度納付の勧奨等が行われた可能性もあり、当該過年度納付を行うまでは、申立人の妻についても、当該期間は未納であったものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、A市役所で、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入当初及び申立期間当時の国民年金保険料の納付についても、はっきりとは覚えていないが、私が、自宅に来る集金人に夫婦二人分を納付していたはずである。

納付記録を見ると、二人共に昭和36年度分の保険料を一括して納付しており、その後の私の保険料は、申立期間を挟んで、昭和40年4月から納付済みとなっているが、一旦、納付をやめた後、間を置いて再び納付を始めるのは考えられない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、37年1月5日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自身が、自宅に来る集金人に納付していたはずであるとしているものの、申立人が所持する申立期間当時の保険料の納付を記録した国民年金手帳を見ると、申立期間直前の昭和36年度分の保険料については、納付を示す検認印があるものの、申立期間については、検認印は無く、印紙検認台紙も切り取られていない。

また、申立人は、申立期間中の昭和38年1月頃には、既にA市からB市へ

転居し、転居後も国民年金保険料の納付を続けていたはずであるとしているものの、上記の国民年金手帳の住所欄を見ると、A市の住所が記載されているのみであり、B市への住所変更記録は記載されていない。

さらに、上記の国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和40年度欄にも現年度納付を示す印紙検認の事跡は無く、昭和42年1月23日付けの郵便局の領収印のある昭和40年度1年分の保険料に係る領収証書が貼付されている。

この点については、申立人の現年度納付の記録が始まる昭和41年度当時、申立人は昭和41年*月で既に35歳になり、60歳到達までに年金受給資格を得るために国民年金保険料を納付しなければならない期間（25年間）を確保できるぎりぎりの時期であったことから、行政側から、申立人に対して、将来の年金受給権を確保する上で、納付済月数に余裕を持たせるため、1年間分の過年度納付の勧奨等が行われた可能性もあり、当該過年度納付を行うまでは、当該期間についても、未納であったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、大学卒業後の昭和59年4月頃、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入が必要と言われたため、国民年金に加入し、自身で国民年金保険料を納付していた。

加入の際に、年金手帳を受け取った記憶があるが、共済年金に加入する際に、市役所又は社会保険事務所（当時）から年金手帳を戻すように言われたので返してしまい、そのことに強い不信感を持っている。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、年金手帳を所持していた記憶はあるとしているものの、申立期間の国民年金保険料について、その納付時期及び納付方法等は覚えていないと陳述しており、具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年2月までの期間及び同年5月から13年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月から12年2月まで
② 平成12年5月から13年6月まで

昭和61年4月頃に、元夫がA市役所に出向き、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、平成10年12月に離婚した際、私が同市役所に出向き、国民年金の種別変更手続きを行った。

申立期間①については、自宅に来る集金人に国民年金保険料を毎月納付していたが、不在の場合、2か月分まとめて納付したこともある。

また、B市に居住している時に免除申請手続きを行ったことは何回かあるが、A市に居住している時に同手続きを行ったことは一度もない。

申立期間②については、会社を退職後に、私がA市役所に出向き、国民年金の再加入手続きを行い、その後、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間①が申請免除期間とされ、申立期間②が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和61年4月1日を第3号被保険者資格の取得日として、同年6月28日に払出処理が行われ、その後、平成10年12月2日付けで、第1号被保険者への種別変更が行われていることから、この資格記録からみて、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の免除申請手続きを行った記

憶はなく、集金人に保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間①のうち、平成10年12月から11年3月までの期間及び同年4月から12年2月までの期間の保険料の免除申請手続は、それぞれ10年12月18日及び11年5月31日に行われていることが確認でき、また、A市保存の収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表を見ても、申立期間①は、申請免除期間とされており、これらの記載に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、平成12年5月31日に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、同年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、13年7月6日に同資格を再取得しており、申立期間②については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に来る集金人に納付していたとしているものの、A市では、集金人による保険料の収納業務は平成8年12月で終了しており、9年1月以降は、集金人は未納が続いている被保険者等に対する納付勧奨業務のみを行っていたと説明している。

加えて、申立期間①及び②は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年9月10日から33年9月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月頃まで
② 昭和30年9月10日から33年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には中学校卒業後すぐに入社し勤務したので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、中学校卒業後すぐに勤務し始めたとする申立人と生年月日から同期入社と考えられる元従業員の同社における被保険者記録を見ると、昭和28年7月1日に104人、同年8月10日に26人、同年10月5日に1人が資格を取得しており、それ以前に資格を取得している者は確認できないところ、それら元従業員のうち連絡先の判明した46人に入社時期を照会し22人から回答を得たが、そのうち19人は、「昭和28年4月に入社した。」と陳述している。

また、回答の有った元従業員 22 人のうち 5 人は、「3 か月ぐらいの試用期間があった。」と陳述しており、そのうちの 1 人は、「保険料控除は無かったと思う。」とも陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月半後の昭和33年12月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計21ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した74人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めて63人に支給記録が見られ、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の支給者(申立人を含む。)が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業所による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 6 日から平成 16 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(厚生年金保険の適用事業所は、B社)に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに基づき、申立人提出の申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、22万円から47万円までとなる。

しかし、当該給与明細書の保険料控除額及びB社提出の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳に記録された厚生年金保険料額から算出できる保険料控除額(被保険者負担分)はおおむね一致しているところ、これらの保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と異なった額が記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 6 年 7 月、同年 8 月、同年 12 月、7 年 1 月、同年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から 20 年 6 月までの期間については、申立人提出の給与明細書並びに A 社提出の所得税源泉徴収簿及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 6 年 6 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間、7 年 2 月及び同年 6 月については、申立人は給与明細書等を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。ただし、6 年 9 月から同年 11 月までの期間、7 年 2 月及び同年 6 月については、前後の期間の給与明細書の保険料

控除額及び報酬月額が同額であることから判断すると、当該期間についても、前後の月と同額の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から31年6月1日まで
② 昭和38年2月1日から44年8月21日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立期間①に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和31年10月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号*番から*番までの被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め6人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、うち5人（申立人を含む。）の支給決定日が同日となっているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金が支給されたことが記載されている

など、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

申立期間②についても、申立人は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録を見ると、申立期間②に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和44年11月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、当該被保険者名簿で申立人が記載されたページを含む前後計15ページのうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員のうち、オンライン記録により脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人以外に5人見られるところ、その全員についても「脱」の表示が確認できるほか、申立期間②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

このほか、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものが時を異にして2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間等がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 14 日から 38 年 1 月 25 日まで
② 昭和 39 年 3 月 2 日から 40 年 7 月 11 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、B社を退職後に自身で請求し脱退手当金を受給したが、A社では脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

併せて、申立期間②のB社についても、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後に脱退手当金を請求し、受給したが、A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年10月5日に、申立期間①のA社と申立期間②のB社の被保険者期間を合算して、脱退手当金が支給されている。

また、申立人はB社で勤務した昭和39年3月2日から40年7月11日までの16か月の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したとしているが、脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険被保険者期間が2年以上の者が資格を喪失したときとなっていることから、同社の厚生年金保険被保険者期間だけでは支給要件を満たしていない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給が行われたことを意味する「脱」の押印が確認できるほか、申立期間①及び②を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から39年7月1日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和39年10月9日に、支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から 42 年 4 月 3 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が確認できる上、記載されている住所は、申立人の当時の居住地と一致している。また、昭和 42 年 7 月 17 日付け領収書の申立人の記名・押印も確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 8 人であるが、その全員が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されており、同一支給決定日の受給者も見られる上、元従業員の 1 人が、「会社は脱退手当金に関する説明を行っていた。」と陳述していること、及び上記裁定請求書の事業所名の欄には社名及び所在地のゴム印が押されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、前述の裁定請求書には未請求とされている期間に係る事業所名等は記載されておらず、また、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11559

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名（名前のふりがなに訂正有り）・押印が確認できる上、記載されている住所は、申立人の当時の居住地と一致している。また、当該請求に基づく脱退手当金は、申立人の当時の居住地と同一市町村内の郵便局で隔地払（通知払）されていることも確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失した女性の元従業員は、申立人を含めて二人であるが、兩人共に資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がされており、元同僚は、「出産を契機に退職したが、その際、会社の会計担当者から、『もう勤めないだろうから脱退しとくね。』と言われたことを覚えている。」と陳述している上、前述の裁定請求書の事業所名の欄には社名及び所在地のゴム印が押されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、前述の裁定請求書には未請求とされている期間に係る事業所名等は記載されておらず、また、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 13 日から 42 年 8 月 21 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後3年以内）に受給要件を満たし、資格を喪失した女性従業員9人のうち資格喪失後6か月以内に再就職した者3人を除く6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め5人見られ、そのうち3人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年11月27日に支給決定されていることが確認できるほか、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 2 日から 42 年 6 月 30 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認でき、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時の申立人の住所と一致している上、当該裁定請求書の裏面に記載された領収書においても、申立人の記名及び押印が確認できる。

なお、上記裁定請求書における記名は、申立人の戸籍上の表記である「B」ではなく「C」とされているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票においても、申立人の名は「C」と表記されていることから、申立期間当時、申立人は「C」の名を使用していたことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等が、支給決定日直前に当たる昭和 42 年 10 月 3 日付けで厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）に回答されたことを示す表示（「回答済 42. 10. 3」）が確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人と同時期（おおむね前後2年）に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性は12人確認でき、そのうち8人に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、そのうちの6人が被保険者資格の喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 26 日から 33 年 12 月 12 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員47人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、34人が受給しており、そのうち29人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年2月11日に支給決定されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当

金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 11 日から 33 年 10 月 10 日まで
② 昭和 33 年 10 月 10 日から 35 年 8 月 16 日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社B営業所及び同社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年12月10日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同じ時期(昭和34年から38年まで)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性25人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は全員であり、このうち23人は資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる

事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 4 日から同年 9 月 6 日まで

私の夫は、昭和 30 年以前より義兄が経営する A 社（現在は、B 社）に勤務していた。

社会保険事務所（当時）において、私の夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社における資格取得日が昭和 35 年 9 月 6 日とされていた。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 1 月 4 日に資格を取得していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した労働者名簿及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間を含む昭和 30 年 6 月 1 日から 55 年 2 月 20 日までの期間において、同社で勤務していたものと認められる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく昭和 35 年 9 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同職種の同僚が申立人以外に 3 人確認できるところ、複数の同僚は、これら 3 人についても、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していた。」と陳述している。

また、申立期間当時において社会保険事務の補助業務を担当していた者は、「当時は一定期間ごとに何人かをまとめて、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」旨を陳述していることなどから、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していた全ての従業員を必ずしも適用と同

時には厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚3人のうち1人は、「当時、事務担当者から厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があり、その後の給与から厚生年金保険料が控除され始めた。」と陳述している。

加えて、B社は、「当該労働者名簿のほかに資料等は保管していない。」と回答しているほか、申立人も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について明らかとすることができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

当時の給与支給額等を記録した出納帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は申立期間の給与明細書を所持しておらず、事業所も申立人に係る賃金台帳等を保存していないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を直接確認できる資料は無いが、申立人から提出された出納帳の記録を見ると、当該出納帳に記録された昭和45年1月から同年12月までの社会保険料控除額の合計額は、申立人が保管する昭和46年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書に記載されている社会保険料控除額（昭和45年分）におおむね一致することから、当該出納帳は当時の報酬月額及び保険料控除額を適正に記録したものと認められる。

これに基づき、改めて、申立人から提出された出納帳の記録を見ると、申立期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、申立人の主張どおり、10万円

であることが確認できる。

しかし、当該出納帳で確認できる申立期間の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、9万2,000円であり、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 30 日から 33 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社には昭和 32 年 4 月 30 日に入社し、C業務の仕事をしていた。在籍証明書があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書等から、申立人が、申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の同社B営業所における資格取得日は昭和 33 年 7 月 1 日として届け出られたことが確認でき、この日付はオンライン記録と一致している。また、同社B営業所の現在の担当者は、「資格取得日よりも前の申立期間に給与から保険料を控除するようなことはないはずだ。」と陳述している。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者及び申立人と同日に資格を取得している者計 10 人に照会し全員から回答を得たところ、7人が入社後の一定期間は厚生年金保険に加入していなかったとしており、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。加えて、回答者のうちの2人は、未加入期間には給与から保険料を控除されなかったとも陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 16 日から 38 年 9 月 13 日まで
年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年12月16日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、A社に係る前述の被保険者原票から、申立人の前後90人の被保険者のうち、申立人と同時期(おおむね前後各2年以内)に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性20人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む16人に支給されたこととなっており、そのうちの14人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 2 日から 44 年 8 月 1 日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」を見ると、A社で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が有り、申立人の当時の住所が記載されている上、当該裁定請求書には、申立人が、通算老齢年金制度を承知した上で脱退手当金の請求を行ったことを示す文書が添付されている。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、「氏名変更 47. 7. 27」と記載されていることから、脱退手当金の請求に伴い、昭和 47 年 7 月 27 日に氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間前のB社及び申立期間後のC社の被保険者期間がその計算の基礎とされておら

ず、未請求となっている。しかし、i) B社に係る被保険者期間については、昭和41年12月3日に脱退手当金が一旦支給決定された事跡が確認できることから、一旦支給決定されたものの、申立人が、当該支給決定時点にA社において被保険者となっていたことが同社退職後の申立期間に係る脱退手当金請求時に明らかになり、制度上、脱退手当金を支給することができないため、先の支給決定が取り消されたと考えられること、ii) C社に係る被保険者期間については、前述の裁定請求書において、請求されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 3 日から 39 年 2 月 10 日まで
② 昭和 39 年 2 月 11 日から 40 年 6 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 17 日から 41 年 1 月 9 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、上記3社の脱退手当金を一括して請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を一括して請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年11か月後の昭和43年12月2日に支給決定されていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、同年に脱退手当金が支給されたことを意味するとみられる「43年脱」の表示があるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間

の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入していたことを知らなかった旨陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 21 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 7 月 31 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年11月5日に支給決定されていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「40.8脱」(昭和40年8月に請求されたと考えられる。)の表示が有るほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は通算年金制度が既に創設されていたが、申立人は、B社を退職後、強制加入期間であるにもかかわらず、約4年間、国民年金の加入手続を行っていないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入していたことを知らなかった旨陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 17 日から 59 年 12 月 21 日まで
② 昭和 61 年 5 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

私は、実父が経営するA社で、1回目の勤務時には昭和52年8月17日から59年12月21日までの期間、2回目の勤務時には61年5月1日から平成12年2月1日までの期間、厚生年金保険に加入していたが、申立期間①及び②について、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低くなっている。

A社が正しく届け出た報酬月額を社会保険事務所が改ざんしていると思うので、調査の上、申立期間について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、社会保険事務所の改ざんにより、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間①のうち、昭和58年10月から59年11月までの期間及び申立期間②のうち、61年5月から平成2年9月までの期間については、A社提出の被保険者標準報酬月額決定（改定）通知書から、同社は、当該期間における標準報酬月額を決定（改定）する基礎となる申立人に係る報酬月額を、社会保険事務所に記録された標準報酬月額に相応する額で届け出ていることが確認できる。

また、A社は、「当社保管の被保険者標準報酬月額決定（改定）通知書に記載された申立人に係る報酬月額は、実際の給与支給額であり、申立期間当時、社会保険事務所に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人

の給与から控除していた。」旨回答している。

さらに、申立期間②のうち、平成3年1月から同年9月までの期間については、A社提出の同年分の源泉徴収票等から検証すると、その保険料控除額に基づく標準報酬月額、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②において、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記録内容に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 13 日から 38 年 4 月 3 日まで

A社B営業所に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年5月28日に支給決定されている上、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員57人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を調査したところ、43人に支給記録が有り、このうち34人が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一の者も散見される。このことに加え、支給記録の有る複数の者が、「当時、A社B営業所では、退職する従業員に対し、脱退手当金についての説明を行っており、請求手続は会社が代わりに行っていた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年5月6日まで
A社B営業所に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求も受給もしていない。納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から12日後の昭和24年5月18日に支給決定されている上、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員8人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に支給記録が有り、このうち6人が資格喪失後1か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、同社B営業所では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給記録が保険給付欄に記載されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月17日から26年1月30日まで
② 昭和26年1月20日から27年10月1日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社及びB社に勤務していた期間(それぞれ申立期間①及び②)については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和27年11月26日に支給決定されている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給記録が保険給付欄に記載されており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、複数の同僚が、「申立期間当時、脱退手当金の請求手続は、会社が代行していた。」と陳述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金

を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 10 日から 42 年 6 月 25 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社B支店に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和42年12月27日に支給決定されている上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号が*から*までの女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した46人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、36人に支給記録が有り、このうち29人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、同社B支店では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が有るほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11576 (事案 8131 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 3 日から 44 年 7 月 23 日まで
年金記録確認第三者委員会の判断基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、明らかに不合理でなく、一応確からしいこと。」とされているが、私の申立ては「明らかに不合理で、確からしくない。」ということになるのか。社会通念に照らせば、むしろ社会保険庁(当時)の主張が疑わしいのではないか。

脱退手当金の支払窓口等については関係資料が現存していないため不明ということだが、資料等の保存期限は社会保険庁の管理の都合上設けられたものであって、被保険者に不備があったわけではなく、保存期間切れを前面に出されても納得できない。

脱退手当金の支払が証明されない以上、事実は判明しないわけで、その状況下で被保険者側に不利な判定が下されるのは不合理としかいいようがない。

私の姉は、私とは別の会社を結婚退職後、社会保険庁から連絡があり、脱退手当金を銀行振込で受け取っている。当時、このような方法で脱退手当金が支払われていたのであれば、私には社会保険庁から振込についての連絡は無く、実際に振込もされていないので、私は間違いなく受け取っていない。

年金記録の訂正は認められないとの判断に至る根拠となる、年金記録確認第三者委員会の独自の調査内容を具体的に答えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない、ii) A社に係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 45. 3. 3」と記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 3 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて同名簿への記録が行われたと考えるのが自然である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の姉は、私とは別の会社を結婚退職後、社会保険庁から連絡があり、脱退手当金を銀行振込で受け取っている。当時、このような方法で脱退手当金が支払われていたのであれば、私には社会保険庁から振込についての連絡は無く、実際に振込もされていないので、私は間違いなく受け取っていない。」と主張しているが、日本年金機構 B 事務センターは、「昭和 45 年当時は、脱退手当金を銀行振込により支払うこともあったが、社会保険事務所（当時）又は金融機関の窓口での現金支払という方法もあった。」としている。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと。」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないとしているというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、一方で、A 社に係る前述の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手 45. 3. 3」と記録されていること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いことなど、むしろ脱退手当金が支給されたことをうかがわせる周辺事情が存在しており、申立人の主張及び各種資料を併せて検討しても、前述のとおり、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 4 日から 43 年 2 月 4 日まで
② 昭和 43 年 3 月 28 日から同年 8 月 20 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 8 日から 47 年 7 月 21 日まで

A 社、B 社及び C 社に勤務した期間（それぞれ申立期間①、②及び③）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人の脱退手当金は、C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 9 月 27 日に支給決定されている上、脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、C 社の社名及び所在地のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 5 日から 39 年 1 月 4 日まで
② 昭和 39 年 10 月 5 日から 42 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったので、脱退手当金は請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金の受領に関する一切の権限を事業主に委任する旨が記載された、申立人の記名及び押印の有る委任状が添付されており、領収書欄には、事業主の記名及び押印が有り、オンライン記録と一致する額の脱退手当金を受け取った旨の記載が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページ（計 11 ページ）に記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した 9 人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人に支給記録が有り、このうち 5 人は資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、A社では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえる。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月17日から28年9月20日まで
② 昭和29年1月17日から同年12月18日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社及びB社（現在は、C社）D営業所で勤務していた厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」及び「昭和29年12月迄の資格期間は脱退手当金の支給により抹消す。」と記されている上、記載されている支給金額、資格期間及び支給年月日等は、オンライン記録と一致している。

また、前述の被保険者台帳によると、申立人の生年月日及び氏名は、昭和30年11月*日付けで、申立人の結婚に伴う改姓（「E」から「F」）、戸籍上の名前への訂正（「G」から「H」）及び戸籍上の生年月日への訂正が行われた事跡が確認でき、申立期間の脱退手当金が同年12月5日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日及び氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る脱退手当金は、B社I営業所（同社D営業所と同一事業所であり、申立人が同社に継続して勤務した期間のうち、最後に勤務した事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和30年10月1日）

から約2か月後の昭和30年12月5日に支給決定されていることがオンライン記録により確認できる上、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 16 日から 50 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について、日本年金機構に照会したところ、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

脱退手当金裁定請求書を見ると、私の氏名で請求されているが、その文字は私の筆跡ではなく、受付印が押されている昭和 50 年 8 月 23 日の時点では、既に結婚しており、旧姓で請求するのはおかしい。脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので支給済みとなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、脱退手当金裁定請求書によると、i) 事業所欄にA社のゴム印が押されていること、ii) 申立人が同社に在籍していた時の氏名(旧姓)及び住所地(実家)が記載されていること、iii) 同社の本店所在地であるB市を管轄するC社会保険事務所(当時)の受付印が押されており、申立人は、当該社会保険事務所に行ったことがない旨陳述していること、iv) オンライン記録によると、申立人と同日の昭和 50 年 9 月 12 日に支給決定されている同僚が存在すること等を総合的に判断すると、申立人の脱退手当金について、同社による代理請求が行われたことが推認できる。

また、申立人は、裁定請求した時点では、既に婚姻しており、旧姓で請求するのはおかしいと申し立てているところ、戸籍によると、申立人は、A社を退職した日から約3か月後の昭和 50 年 5 月*日に婚姻していることが確認でき、申立人は、退職後に同社と連絡を取っておらず、婚姻により改姓したことを伝

えていなかった旨陳述していることから、同社では、申立人が婚姻により改姓したことを認識しておらず、旧姓で代理請求したものと考えられる。

さらに、厚生年金保険脱退手当金裁定伺によると、「国庫金送金振込済 50.9.12 送金通知書送付済」の丸印が押されているとともに、振込先金融機関は「D」と記載されていることが確認できるところ、当該金融機関は、申立人の実家に近接する郵便局であることから、申立人の脱退手当金支給決定通知書は、申立人の実家宛てに送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたものとするのが自然である。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致しており、計算上の誤りはないことなど、裁定請求から支給決定までに至る一連の事務処理に不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 36 年 10 月 26 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
申立期間に係る脱退手当金を、請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については、請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は、A社を退職した約6か月後の昭和37年5月6日に旧姓から新姓に氏名が変更されており、申立期間の脱退手当金が同年7月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 44 年 9 月 27 日まで
年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

A社及びB社で勤務した期間については、昭和 42 年末頃に脱退手当金を受給した記憶があるものの、C社で勤務した期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金の受給を認めているが、C社に係る申立期間については脱退手当金を受給しておらず、脱退手当金の受給時期についても、オンライン記録によると昭和 45 年 1 月 29 日とされているところ、42 年末頃であったと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険法においては、被保険者期間が 2 年以上である女子が被保険者資格を喪失した場合に、脱退手当金を支給できることとされているところ、申立人が脱退手当金を受給したと主張する昭和 42 年 12 月時点においては、申立人の被保険者期間は 20 か月であり脱退手当金の支給要件に該当しておらず、申立期間も合わせるにより受給資格が発生する上に、申立人が同年 12 月に支給を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間までの 5 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金の請求手続を行ったた

めに番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の脱退手当金は、A社、B社及び申立期間であるC社の被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から62年4月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和60年10月1日から61年7月1日までの期間の標準報酬月額は47万円とされているが、申立期間の標準報酬月額は41万円と減額されている。

しかし、私の記憶では、申立期間に給料の減額はなかったはずであり、年金事務所の記録等が誤っていると思うので、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に給与の減額はなかったもので、申立期間の標準報酬月額は申立期間前と同額の47万円である旨主張しているが、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、B社にも申立期間当時の給与の支払に関する資料等は保存されていないことから、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明であり、申立期間の標準報酬月額が47万円であったことを確認することはできない。

また、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間の給与明細書を所持している者はいなかったものの、いずれの同僚も「当時のA社は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額を届出し、適正に保険料を控除していた。」旨陳述している。

さらに、それら複数の同僚は、「申立期間当時、A社では、55歳になると給与が減額となる人事制度があった。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人提出のA社の社員名簿（昭和61年7月現在）から、申立人

と同部署で勤務しほぼ同年齢であったことが確認できる複数の同僚についても、申立人と同様におおむね 55 歳の頃に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について訂正処理等の不自然な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 19 日から 37 年 1 月 20 日まで
② 昭和 37 年 1 月 22 日から 44 年 8 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給資格を満たして資格を喪失した7人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は6人であり、うち5人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、そのうち1人は、「脱退手当金を受給した記憶ははっきりと覚えている。当時退職する際、厚生年金保険を脱退する人は多かったと思う。脱退手当金の受給手続を会社でしてもらった。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月10日から30年8月15日まで
② 昭和31年6月1日から33年7月29日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出簿には、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和34年2月18日付けで、申立人の生年月日が訂正されたことを示す「生年月日訂正 34.2.18」という記載が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が同年2月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い当該生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 36 年 1 月 25 日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退
手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給してい
ないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社
での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年
5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。
うかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、
同事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和36年3月14日付けで、
申立人の氏名が婚姻後の名字に変更されていることが確認できること、申立
期間に係る脱退手当金が同年5月24日に支給決定されていることを踏まえる
と、脱退手当金の請求に伴い氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度
創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給
できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人
が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月25日から34年3月1日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、A社での被保険者期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、昭和34年3月1日にA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、50年5月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から41年7月21日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計10ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した36人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、22人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む19人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、複数の受給者は、「A社が従業員に代わって脱退手当金を請求してくれた。」旨陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和41年9月29日）に近接する昭和41年8月16日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す

「41. 8. 16 回答済」の表示が確認できる。

さらに、前述のA社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。